

ポイントサービス規定

「りゅうぎんポイントサービス」（当行所定の基準により各種の取引の有無をポイント化し、その合計ポイントに応じて、手数料優遇等の特典が受けられるサービス。以下「本サービス」といいます。）は次の要領で取扱います。

対象

対象は当行に普通預金口座をお持ちの個人の方に限ります。ただし、事業性個人、非居住者は除きます。任意団体も対象となりません。

本サービスの開始

お客様のお申し込みに基づいて本サービスを開始します。

ポイント

(1) ポイント集計の対象となる各取引のポイントは次のとおりとし、当行所定の基準でカウントします。

(1) ポイント集計の対象となる項目	ポイント数
給与振込	40
年金自動受取	40
軍用地料受取	40
5大公共料金の自動支払い(電気、ガス、水道、電話、NHK)	各 5
その他の自動支払い(次の中からひとつ以上) 税金、新聞、国民健康保険料	5
国民年金保険料自動支払い	5
IC キャッシュカード	5
Visa デビットカード	10
りゅうぎんDCカード、OCS カード	各 20
財形預金	20
積立預金	10
NISA	20
積立投資信託	20
定期性預金、外貨預金、国債、投資信託	5～100
住宅ローン	40
沖縄公庫住宅資金またはフラット 35 借入れ	20
カードローン	20
その他個人向けローン	20
学生生活応援カードローン	40
インターネットバンキング	10
貸金庫	10
当行株配当金受取	20

(2) 各取引項目の内容は次のとおりです。

1. 給与振込

お勤め先から「給与振込」として発信された振込入金を受取っていることが条件です。

※通帳の摘要欄が「キユウヨ」となっていない給与振込はポイント計上しません（摘要欄が会社名となっている場合等）。また、キユウヨの後に文字を入力する場合、スペースを空ける必要があります。

（例：キユウヨ リユウギン）

2. 年金自動受取

公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）に限ります。

3. 軍用地料受取

各軍用地等地主会から「軍用地料」として発信された振込入金を受取り、かつ、通帳の摘要欄に「グンヨウチ」または「ジヌシカイ」の文言を含んでいることが条件です。

4.5 大公共料金の自動支払い

a. 電気

b. ガス

c. 水道

d. 電話

e. NHK

電話料金は、国内電話、国際電話のどちらも対象とします。

また、自動車電話、携帯電話、PHS、ポケットベル等も対象となります。

5. その他の自動支払い

次の取引項目の中から一つ以上契約していることが条件です。

税金、新聞、国民健康保険料

6. 国民年金保険料自動支払い

ただし、2年前納を選択した場合、ポイント計上は引落日月から12カ月となります。

7. IC キャッシュカード

新規・切替発行された方が対象になります。

8. Visa デビットカード

新規発行（一体型・単体型）された方が対象になります。

9. りゅうぎん DC カード、OCS カード

（株）りゅうぎんディーシーまたは（株）OCSが発行するカードで、カード利用による口座引落としまたは年会費を納めていることが条件です（ただし、12ヶ月間口座引落しがない場合は対象となりません）。

10.財形預金

一般財形預金、財形年金預金、財形住宅預金をいいます。

※ポイント基準日に残高のあることが条件です。

11.積立預金

積立定期預金をいいます。

※ポイント基準日に残高のあることが条件です。

12.NISA

ポイント基準日に NISA 口座が開設されていることが条件です。

13.積立投資信託

毎月 15 日に指定した額（月々5 千円から）を預金口座から自動的に引き落とし、お客様が選んだ投資信託を購入する商品を行います。

※ポイント基準日に積立契約を継続していることが条件です。

14.定期性預金

定期性預金（各種定期預金、積立定期預金、財形預金）、外貨預金、国債、投資信託のポイント基準日の残高が合計 50 万円以上であることが条件です。

基準日の残高対象	ポイント
50 万円以上 1,000 万円未満 (50 万円毎に 5 ポイント加算)	5～95
1,000 万円以上	100

15.住宅ローン

ポイント基準日現在で、借入残高があることが条件となります。

16.沖縄公庫住宅資金またはフラット 35 借り入れ

当行を通じて住宅支援機構（沖縄公庫含む）から住宅融資を受け、返済口座を当行に指定している場合に限りです。ポイント基準日現在で、借入残高があることが条件となります。

17.カードローン

残高の有無によらず、カード発行によりポイントが計上されます

18.その他個人向けローン

住宅ローン、カードローン以外の個人ローンをいいます。

ポイント基準日現在で、借入残高があることが条件となります。

19. 学生生活応援カードローン

学生向けのカードローンをいいます。（対象期間限定）

20.インターネットバンキング

インターネットバンキングを契約していることが条件です。

21.貸金庫

貸金庫を契約していることが条件です。

22.当行株配当金受取

当行の株式配当金を当行口座へ振込指定していることが条件です。

ポイント計上は配当金お受取から 12 ヶ月となります。

- (3) 同一の取引項目内に複数の取引がある場合でも、当該取引ポイントの二重カウントはいたしません。
- (4) 本サービス規定で定める各種ローンのポイント計上について、主債務者のみポイント計上対象とします(連帯債務の方は対象外となります)。
- (5) 住宅ローン等融資商品については、ポイント基準日現在でご返済が 3 回以上延滞している場合は特典が受けられなくなります。
- (6) 当行の都合により、事前の通知なく取引ポイントを変更することがあります。

特典

- 1.本サービスにより、提供する特典の内容、特典を受けるために必要なポイント数等の条件及び提供時期、方法については別途店頭等にてお知らせいたします。
- 2.特典の内容を変更する場合には、店頭等にてお知らせいたします。

ポイント算出基準日と特典の提供期間

ポイント算出基準日	基準日のポイントに応じて特典が受けられる期間
毎月末	算出基準日の翌々月初め～月末

※NISA のポイント算出基準日は毎月 25 日です。

A T M時間外手数料の免除

A T M時間外手数料の免除は、当行の A T Mを利用する場合に限ります。
他行の A T M、他行との共同 C Dを利用する場合は手数料をいただきます。
また、別途コンビニ A T M利用手数料に関しても優遇があります。

サービスの終了

全ての口座を解約した時点で、本サービスは終了いたします。

サービスの変更・停止

金融情勢の変化等により、本サービスを変更・停止することがあります。

規定の変更

- 1.この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。

- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 3.当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

ポイントサービスの対象となる項目のうち、外貨預金、国債、投資信託へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（詳しい説明は、店頭にご用意してあります商品パンフレット等をご覧ください）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。

株式会社 琉球銀行 登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第2号 加入協会：日本証券業協会

当ページに掲載されている規定が最新版です。

2024年8月1日改訂